

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について (第1号～第3号議案説明資料)

2021年2月4日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
  1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～5】
    - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
  2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～10】
    - 2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
    - 2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
  3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド11～16】
    - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
  4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド17～20】
    - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～5】
  - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～10】
  - 2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
  - 2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド11～16】
  - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド17～20】
  - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

広域機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、これら業務を行うため、役員の定数に関し、以下のとおり規定している。

- 役員の定数：「理事長1人、理事4人以内、監事2人以内」



設立段階からの業務に加え、「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の整備に伴い、2020年7月からは「災害時連系計画の検討業務」が、2021年4月からは「広域系統整備に関する業務」、「災害等復旧費用の相互扶助業務」が広域機関業務として追加され、さらに2022年度には、以下の新たな業務が加わる予定

- FIT制度に関する交付金の交付等
- 今般新たに導入するFIP制度に関するプレミアムの交付
- 太陽光パネル等の廃棄費用の積立 等



2022年度からの新たに加わる業務に対応するため、

- 新たに加わる業務のための準備を行うことが必要
- 役員（理事）の増員が必要

なお役員の増員については、国の審議会（※）においても、「(FIT制度に係る多額の)資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。」旨、報告されている。

今般の再エネ特措法改正に伴い、電力広域機関にFIT制度に係る多額の資金管理業務等が新たに追加されることとなる。他方、当該業務を担うことが想定される経理・財務部門については、電力広域機関の現行の事業規模に見合った人員しか配置されておらず、経理・財務部門の強化が急務である。よって、当該資金管理業務等に従事する役職員を増員するといった、資金管理体制の強化も進める必要がある。

## [変更内容]

- ・「新たに加わる業務のための準備を行う」旨規定  
【定款附則第2条】<新設>  
【業務規程附則第2条】<新設>
- ・理事の定数を、「4人以内」から「5人以内」に変更する旨規定  
【定款第28条】<変更> (※)  
【定款附則第1条第2項】<新設>  
※ 令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～5】
  - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～10】
  - 2-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
  - 2-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド11～16】
  - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド17～20】
  - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

再生可能エネルギー電源の大量導入等の環境変化に対応するとともに、国民負担の抑制及び大規模災害時における電力供給の信頼度維持・向上の観点に基づく電力の基幹系統を形成することが求められている。



- ・ そのような中で、電力の基幹系統を効果的に整備するためには、我が国全体の基幹系統のあり方をより専門的かつ中立的に検討した上で、必要な基幹系統の整備を計画的に進めていくことが必要
- ・ また、卸電力取引所では地域間連系線の容量制約に起因した収益（値差収益（※））が発生しており、この収益については、国民の負担軽減のため、地域間連系線等の増強に活用することが必要

※ 値差収益：連系線の制約により、電力市場の価格が地域間で異なった場合、連系線の容量分のみではあるが、価格の低い電気が価格の高い地域に送られることとなり、その代金差額（値差）が卸電力取引所の収益となる



次スライドへ

前スライドより



これらに対応するため、以下のとおり整理

- ・広域系統の公的な専門機関である広域機関が、費用便益評価に基づき、地域間連系線等の増強の具体的計画（広域系統整備計画）を策定・届出<sup>(※)</sup>
- ・広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、地域間連系線等の整備・更新に関する費用に充てるための交付金（広域系統整備交付金）を交付<sup>(※)</sup>

※ 「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施する業務として定められている。

- ・地域間連系線の増強は、卸電力価格の低下、すなわち電気料金の低減につながる
- ・また、値差収益を増強費用に充てることで、国民負担の軽減が図れる

### [変更内容]

- 広域系統整備計画の策定及び届出に関して、以下のとおり規定
1. 広域系統長期方針を策定等するため、広域機関に新たに「広域連系系統のマスター・プラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会」を設置し、既存の「広域系統整備委員会」とあわせて「設備形成に係る委員会」とする旨規定
  2. 広域機関は、マスター・プラン等を踏まえ、広域系統整備計画を策定する旨規定
  3. 広域機関は、費用便益評価の結果、広域系統整備交付金交付の対象となった広域系統整備計画を、経済産業大臣へ届け出る旨規定

【定款第5条第5号の3】<新設>

【業務規程第46条～第48条、第50条、第54条、第56条、第58条、  
第59条、第60条、第62条、第63条、第64条】<変更>

【業務規程第61条の2、第61条の3、第63条の2、第63条の3】<新設>

【送配電等業務指針第31条、第33条、第41条、第44条、第46条～第49条、  
第51条】<変更>

【送配電等業務指針別表6－1】<削除>

### [変更内容]

- 広域系統整備交付金の交付に関して、以下のとおり規定
  1. 広域系統整備交付金交付の対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者は、系統増強等に係る費用の額を広域機関へ届出し、広域機関は経済産業大臣へ提出する旨規定
  2. 広域機関は、卸電力取引所から値差収益の納付を受け、広域系統整備交付金として当該事業者に交付する旨規定

【定款第 5 条第 5 号の 2、第 5 6 条の 2】<新設>

【業務規程第 5 9 条】<変更>

【業務規程第 6 4 条の 2】<新設>

【送配電等業務指針第 5 3 条の 2】<新設>

1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～5】
  - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～10】
  - 2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
  - 2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド11～16】
  - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド17～20】
  - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

既存発電設備のリプレースは、系統連系に関しては、新規発電設備等と公平に取り扱うべきとの考え方から、2015年に「リプレース案件系統連系募集プロセス<sup>(※)</sup>（以下「リプレース募プロ」という）」を導入

※ 設備容量が10万kW以上の発電設備等がリプレースされる場合で、かつ、広域機関がリプレース募プロ対象と判断した場合に、広域機関が当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するもの



現行のリプレース募プロの規定では、以下のような場合、当該事業者以外の事業者は、空き容量が増加したこと気に付くことが困難であるため、情報取得の面で不利

- ・リプレース後の発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲内である場合など、リプレース募プロの基準を満たさない場合
- ・発電設備等の休止など、送電系統の空き容量の増加の要因が廃止ではない場合



次スライドへ

前スライドより



- これらに対応するため、情報の公開方法に関する新たなルールを策定
- また、手続きの合理化を図るため、リプレース募プロに関する規定を廃止  
(「電源接続案件一括検討プロセス<sup>(※)</sup> に関する規定を一部変更し、対応）

※ 発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、送電系統の容量が不足し増強工事が必要となる場合、近隣の案件も含めた対策を立案し、系統連系希望者で増強工事費を共同負担するプロセス（以下「一括検討プロセス」という）

電力系統利用のさらなる公平性が確保されることで、活発な新規電源参入が促され、

- 再エネの導入促進により、カーボンニュートラル実現に向けた電源の新陳代謝が図れる
- 電気料金の低減のほか、需要家は多様なメニューが選択可能となる

#### [変更内容] (情報の公開方法に関する新たなルール)

- ① リプレースの有無に関わらず、発電設備等の休止、廃止又は最大受電電力の減少により、送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合、一般送配電事業者は、
- ・増加する連系可能量（増加連系可能量）、時期及び連系可能量が増加する送電系統をウェブサイトにおいて公表する旨規定
  - ・公表日から12か月間、増加連系可能量を確保する旨規定

【送配電等業務指針第124条】<変更>

#### [変更内容] (手続きの合理化)

- ② リプレース募プロの廃止のため、規定を変更

【業務規程第90条～第96条、附則（平成28年4月1日）第2条】<削除>

【送配電等業務指針第93条】<変更>

【送配電等業務指針第120条の4第4項、第125条～第131条、  
附則（平成28年4月1日）第5条】<削除>

## [変更内容] (手続きの合理化)

③ 12か月の情報公表期間中において、以下の場合には、一般送配電事業者は一括検討プロセスを開始する旨規定

- ・一般送配電事業者が、過去の接続検討等の申込を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の出力が、既存の連系可能量を超過し、系統増強の見込みがあると判断した場合
- ・一般送配電事業者が、休廃止等手続に起因している発電事業者等から発電設備等の契約申込を受領した場合

【送配電等業務指針第89条、第120条の4】<変更>

④ 休廃止等に起因して一括検討プロセスを開始した場合においても、増加連系可能量を開放することで系統増強が不要となる場合等は、早期の系統連系を目的とし、一括検討プロセスの手続きを一部省略できる旨規定

【送配電等業務指針第121条の2、第123条、第123条の2】<変更>

【送配電等業務指針第123条の9】<新設>

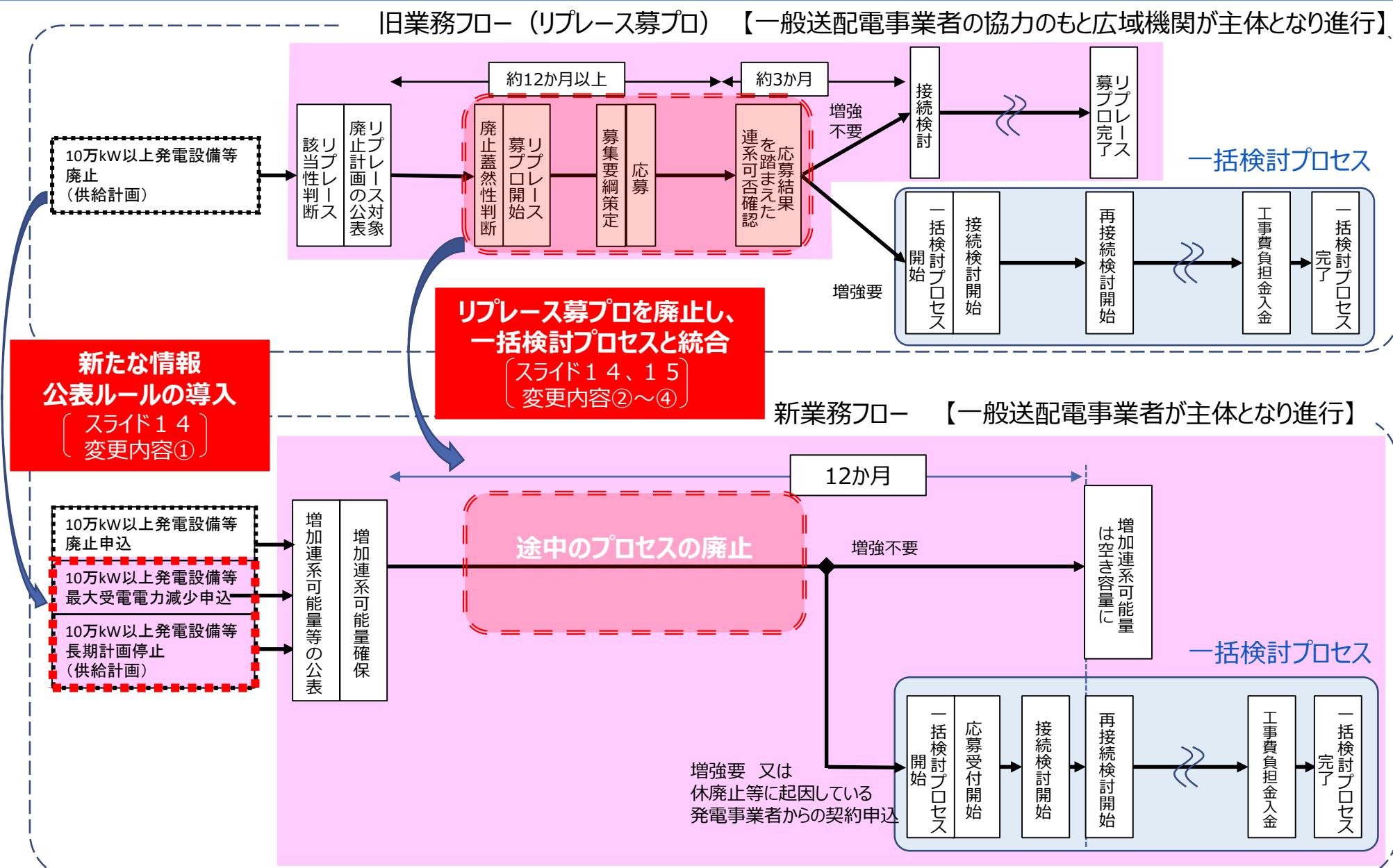
⑤ 本ルールの施行日において、既にリプレース募プロを開始している案件等の取り扱いについて規定

【業務規程附則第3条】<新設>

【送配電等業務指針附則第2条】<新設>

# (参考) 系統アクセスに関する規定の変更 (新旧業務フロー)

16



1. 新業務への対応に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド2～5】
  - 新業務への準備及び役員の定数に関する変更
2. 広域系統整備に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～10】
  - 2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更
  - 2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更
3. 系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド11～16】
  - リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更
4. 災害等復旧費用の相互扶助に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド17～20】
  - 災害等復旧費用の相互扶助に関する変更

2019年の台風15号の影響をはじめ、昨今の災害の激甚化により、停電復旧に係る他電力からの応援の規模や期間が大規模・長期化してきている。

停電の早期解消のため、被害を受けた電気設備の仮復旧の実施や他電力からの電源車派遣が求められているものの、現状、災害復旧にかかる費用は、被災したエリアが負担することとなっているため、被災エリアには、設備復旧に係るコストに加えて他電力からの電源車派遣等のコスト負担が発生する。



電力事業者が停電を早期に解消するための対応を実施することを制度的に円滑化するため、災害を全国の大課題として捉えた災害等復旧費用の相互扶助制度を導入し、広域機関が被災したエリアの電力事業者に対し、災害等の復旧に係る費用の一部を交付する業務を行うことと整理された。（※1）

※1 「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、新たに、広域機関が実施できる業務として定められている。



広域機関が、被災したエリアの電力事業者に災害等復旧に係る費用の一部を交付するためには、

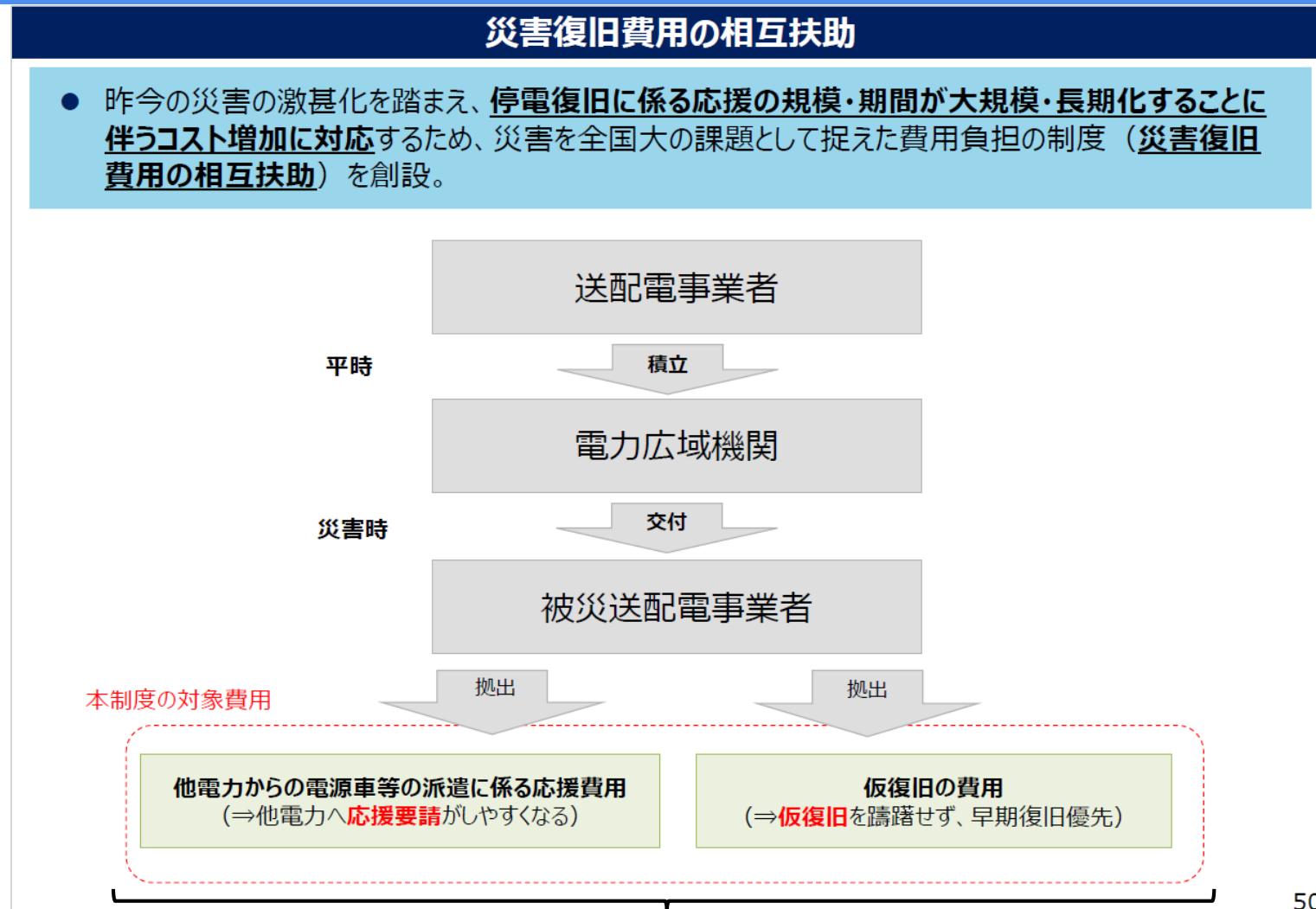
- ・ 災害等復旧費用の交付金（災害等扶助交付金（※2））に充てるための拠出金（災害等扶助拠出金（※3））に係るルールを整備することが必要
- ・ 災害等扶助交付金交付に係るルールを整備することが必要

※2 交付の対象事業者：一般送配電事業者、送電事業者

※3 拠出の対象事業者：一般送配電事業者

### [変更内容]

- ・ 災害等扶助交付金に充てるための拠出金を一般送配電事業者に求めることができる旨規定  
【定款第56条の3】<新設>  
【定款第57条】<変更>
- ・ 広域機関が、災害等扶助交付金を交付する業務を行う旨規定  
【定款第5条第9号、第7条第2項第14号、第36条第5項第10号】<新設>  
【業務規程第176条の7～第176条の15、附則第4条】<新設>
- ・ 一般送配電事業者及び送電事業者は、災害等扶助交付金の交付を申請することができる旨規定  
【送配電等業務指針第267条の6】<新設>



50

災害等による大規模な停電に対しても、停電の早期解消が図れる